

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、電子情報処理組織（法、条例及びこの規則の規定に基づき提出又は届出（以下「提出等」という。）を行う者、本市並びに国の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第26条を第28条とする。

第25条の見出し中「電磁的記録」を「特定非営利活動法人における電磁的記録」に改め、同条中「第13条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条を第27条とする。

第24条の見出し中「電磁的記録」を「特定非営利活動法人における電磁的記録」に改め、同条中「第13条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条を第26条とする。

第23条の見出し中「電磁的記録」を「特定非営利活動法人における電磁的記録」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条を第25条とする。

第22条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による提出等)

第23条 条例第13条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は、第5条第3項に規定する電子情報処理組織を経由して、次に掲げる事項を、提出等を行う者の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

(1) 当該提出等を書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「情報通信技術活用法」という。))第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該提出等を書面等により行うときに法又は条例の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2 条例第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は、第5条第3項に規定する電子情報処理組織に識別符号(提出等を行う者を識別するために当該者に付された符号をいう。以下この条において同じ。)及び暗証符号(提出等を行う者を特定するために当該者が設定した符号をいう。以下この条において同じ。)を提出等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 この規則の規定により複数の同一の内容の書面等を提出する必要がある場合(副本又は写しを正本と併せて提出する必要がある場合を含む。)において、当該書面等のうち1通につき第1項各号に掲げる事項が同項の規定に基づき入力されたときは、他の同一の内容の書面等についても同項の規定に基づく入力が行われたものとみなす。

4 条例第13条第1項に規定する方法により行われた提出等は、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

5 条例又はこの規則において署名等(情報通信技術活用法第3条第6号に規定する署名等をいう。)をすることが規定されている提出等を、条例第13条第1項に規定する方

法により行うときは、当該署名等については、条例及びこの規則の規定にかかわらず、第5条第3項に規定する電子情報処理組織に識別符号及び暗証符号を入力することをもって代えることができる。

- 6 提出等を行う者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、提出等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の提出等のうちに条例第13条第1項に規定する方法により提出等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分（以下「提出等困難部分」という。）がある場合は、当該提出等のうち提出等困難部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第4項中「行われた提出等」とあるのは、「行われた提出等（第6項の規定により第1項から次項までの規定を適用する部分に限る。）」とする。
- 7 前項の場合において、提出等のうち同項に規定する提出等困難部分の提出等は、電子情報処理組織を使用して行われた当該提出等（前項の規定により第1項から第5項までの規定を適用する部分に限る。）が第4項の規定により市長に到達したものとみなされた日から起算して1週間以内に提出等を行わなければならない。
- 8 第1項から前項までの規定は、第5条第3項、第14条第2項、第15条第2項及び第17条第2項の規定による提出等について準用する。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「条例第13条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は、第5条第3項に規定する電子情報処理組織を経由して」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は」と、同項第2号中「法又は条例」とあるのは「この規則」と、第2項中「条例第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「電子情報処理組織」と、「第5条第3項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「当該電子情報処理組織」と、第4項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と、第5項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と、「第5条第3項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「当該電子情報処理組織」と、第6項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と読み替えるものとする。
- 9 第1項から第7項までの規定は、第16条第2項及び第20条第2項の規定による提出等について準用する。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「条例第13条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出

等を行う者は、第5条第3項に規定する電子情報処理組織を経由して」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は」と、第2項中「条例第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「電子情報処理組織」と、「第5条第3項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「当該電子情報処理組織」と、第4項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と、第5項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と、「第5条第3項に規定する電子情報処理組織」とあるのは「当該電子情報処理組織」と、第6項中「条例第13条第1項に規定する」とあるのは「電子情報処理組織を使用する」と読み替えるものとする。

(電磁的記録による縦覧又は閲覧)

第24条 条例第13条第3項の規定による縦覧又は閲覧は、同項に規定する電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用する方法若しくは第4条に規定する場所に備え置く電子計算機の映像面に表示させる方法又は当該事項を記録した書類を第4条に規定する場所に備え置く方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)